

■（仮称）乙川人道橋の橋上建築における大規模災害時の事業リスク

大規模災害時に（仮称）乙川人道橋（以下、人道橋という。）の橋上建築に損害が発生した場合の損害補填の資金確保（リスクファイナンス）として、「火災保険の地震危険補償特約」もしくは「地震デリバティブ」が考えられます。

（１）火災保険の地震危険補償特約について

緊急車両通行のために橋上建築を取壊した場合の補償

大規模地震発生時等により岡崎市に甚大な被害が発生して災害活動が必要な状況下で、殿橋・明代橋の通行が不可能となる場合、緊急車両の走行道路として人道橋を大型緊急車両（はしご車級）が通行する想定をしています。橋の荷重条件を満たすため、橋上建築の取壊しが必要となることがあります。

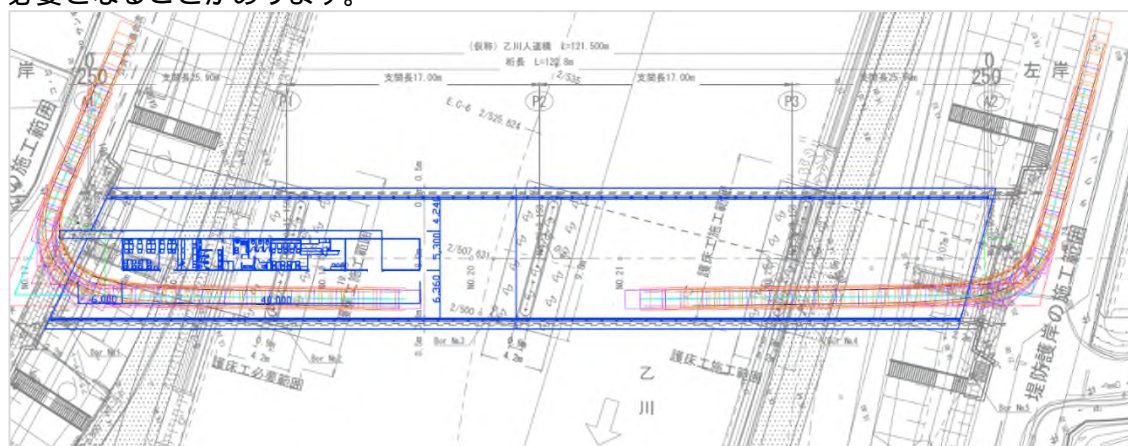


図 大型緊急車両（はしご車級）通過時の軌跡

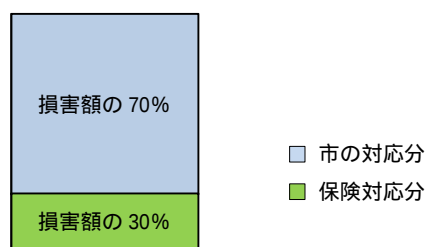
取り壊しが必要な場合、事業者が火災保険の地震危険補償特約等に契約している場合は、速やかに損害状況を確認していただく必要があります。その際の取壊しによる損害分に関しては、市が補償する方向で検討しています。

表 ケース別の費用負担状況

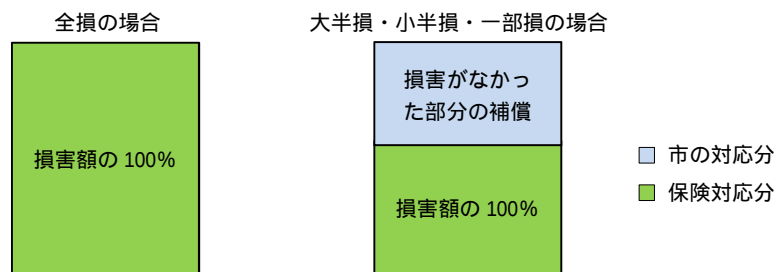
大規模災害時の 建築物の撤去	地震による損害 程度	地震による損害に対する 費用負担			建物撤去による損害に 対する費用負担		
		事業者	保険	市	事業者	保険	市
撤去しない場合 （明代橋、殿橋が 通行可のとき）	全損・大半損・少 半損・一部損	○	○	-	-	-	-
撤去する場合 （明代橋、殿橋が 通行不可のとき）	全損	○	○	-	-	-	-
	大半損・少半損・ 一部損	-	○	-	-	-	○

負担の割合は、損害の程度と契約条件によって異なる。

橋上建築物を取壊した場合の補償例（案）
 （地震による損害額が保険金の支払限度額以下と仮定）



図：補償範囲が損害額の 30% のケース



図：補償範囲が損額額の 100% のケース

保険料金の目安

保険金額を¥6,000 万に設定した場合、損害の設定割合（10%、30%、50%、100%）や構造の条件（耐火構造、非耐火構造（木造））により、保険料は¥59,400～¥1,296,000/年とした事例があります。

(2) 地震デリバティブによる補償について

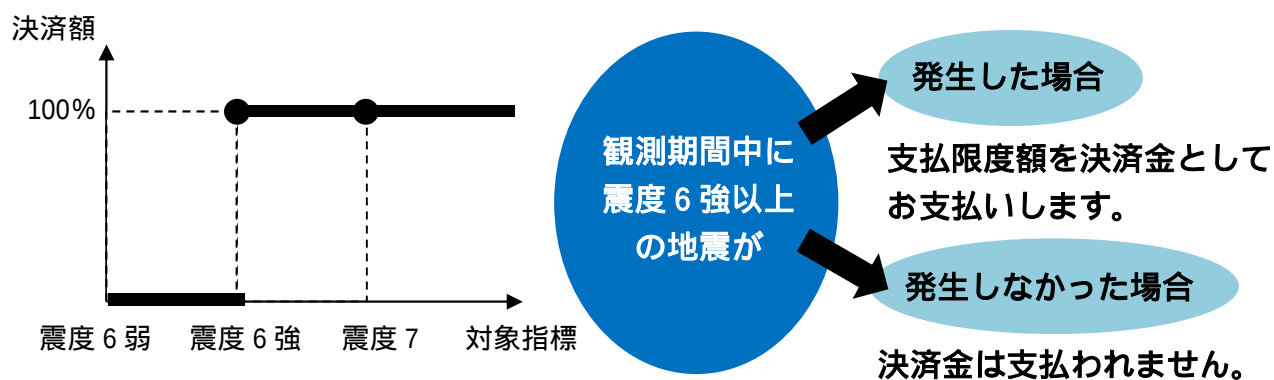
一定以上の規模の地震が発生した場合に一定の支払いを受けられる地震デリバティブについて以下に説明します。

地震デリバティブとは

契約時に所定の契約料を払い、観測期間中に発生した地震により、契約時に定めた観測点において測定された地震に関する対象指標が、契約時に定めた数値以上となった場合に、一定の決済金が支払われる法人向けの金融商品です。

火災保険の地震危険補償特約と比べて契約料が高く、橋上建築に損害が発生した場合でも地震の規模によっては支払を受けられない等のリスクがあります。

地震デリバティブの契約イメージ（例）



契約料について

プラン設定に応じて契約料は変わります。参考に、¥5,000 万の支払い限度額の場合、契約料は約¥100 万/年。